

改正

平成25年11月28日告示第275号

令和3年12月28日告示第290号

多治見市防犯灯LED化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則(平成8年規則第14号)第20条の規定に基づき、防犯灯LED化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定め、もって地域における節電の取組みを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存防犯灯 夜間の防犯及び歩行者等の通行の安全を図るため、市道等を照らすことを目的として設置している電灯設備(以下「防犯灯」という。)のうち、LED防犯灯でないものをいう。

(2) LED防犯灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。

(3) 市道等 市道及び市道に準ずるものとして市長が認めた一般の交通の用に供する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、区又は町内会であって、その維持管理している既存防犯灯をLED防犯灯に変更しようとするもの(既存防犯灯の蛍光ランプのみを変更しようとするものを除く。)に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、既存防犯灯をLED防犯灯に変更するために要する経費(ポール付LED防犯灯に変更する場合は、ポールの交換に要する経費を除く。)の2分の1以内(LED防犯灯1灯当たりの経費の額は40,000円を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てる。)とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、防犯灯LED化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を審査し、これを適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果を防犯灯LED化事業補助金交付決定・却下通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により申請した内容については、次に掲げる事項に限り、これを変更することができる。

(1) 代表者の変更

(2) 補助金交付申請額の変更(ただし、LED防犯灯1灯当たりの額が増額する場合及び交付申請額が増額する場合を除く。)

(3) 既存防犯灯をLED防犯灯に変更する数の変更(ただし、交付申請額が増額する場合を除く。)

2 申請者は、前項各号に掲げる変更が生じたときは、防犯灯LED化事業補助金変更届出書(別記様式第3号)に変更内容が分かる資料を添えて市長に届出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 申請者は、防犯灯LED化事業が完了したときは、防犯灯LED化事業実績報告書(別記様式第4号)に、施工業者が作成した完了報告書及び領収書等を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があったときは、市長はこれを審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

(交付)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付額の確定があったときは、申請者は、防犯灯LED化事業補助金請求書(別記様式第5号)により、補助金の交付を請求し、交付を受けるものとする。

(その他)

第9条 補助金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の定めるところによる。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2 総務の款 4 地域活性化推進事業の項 4 地域集会所施設整備事業の目の次に次のように加える。

5 防犯灯LED化事業						
1 防犯灯LED化事業						
1	防犯灯LED化事業	市の防犯灯LED化事業補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	

附 則(平成25年11月28日告示第275号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和3年12月28日告示第290号)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定による様式(以下「旧様式」という。)により現に提出されている文書は、改正後の各告示の規定による様式により提出されている文書とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。